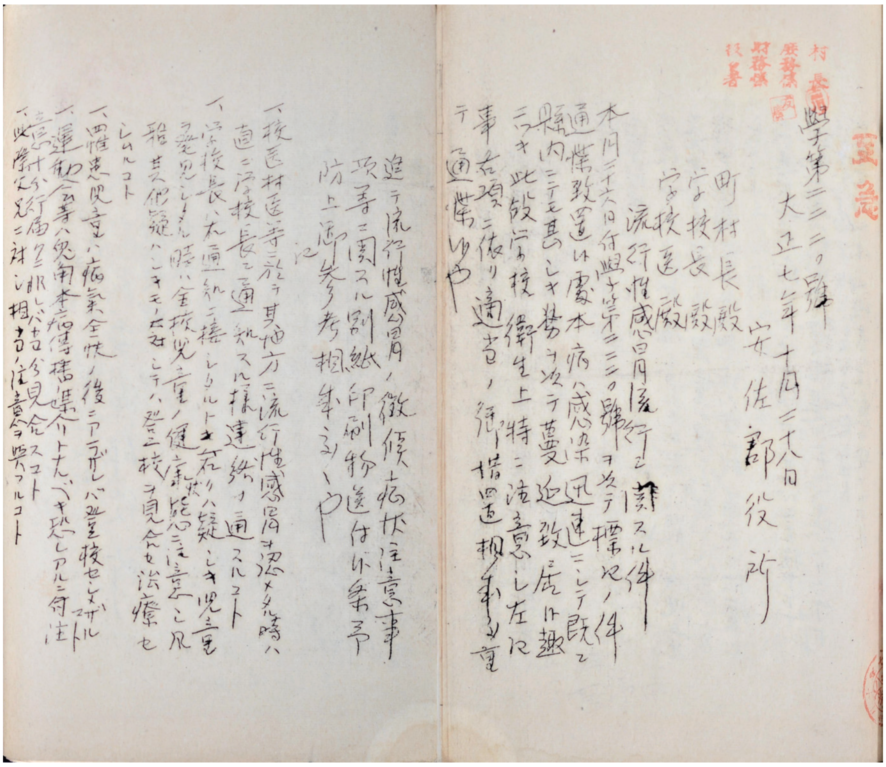

至急

大正七年十月二十八日 安佐郡役所

町村長殿
学校長殿
学校医殿

流行性感冒流行ニ関スル件

口絵１　流行性感冒流行ニ関スル件（大林村役場文書 612「庶務一件」（大正７年）より）
　大正７（1918）年 10 月 28 日付で安佐郡長から出された、いわゆる「スペイン風邪」と呼ばれる流行性感冒（インフルエンザ）への注意喚起。４か条目では、感染拡大の恐れがある運動会などの行事について、注意が行き届かない場合は見合わせることが求められている。

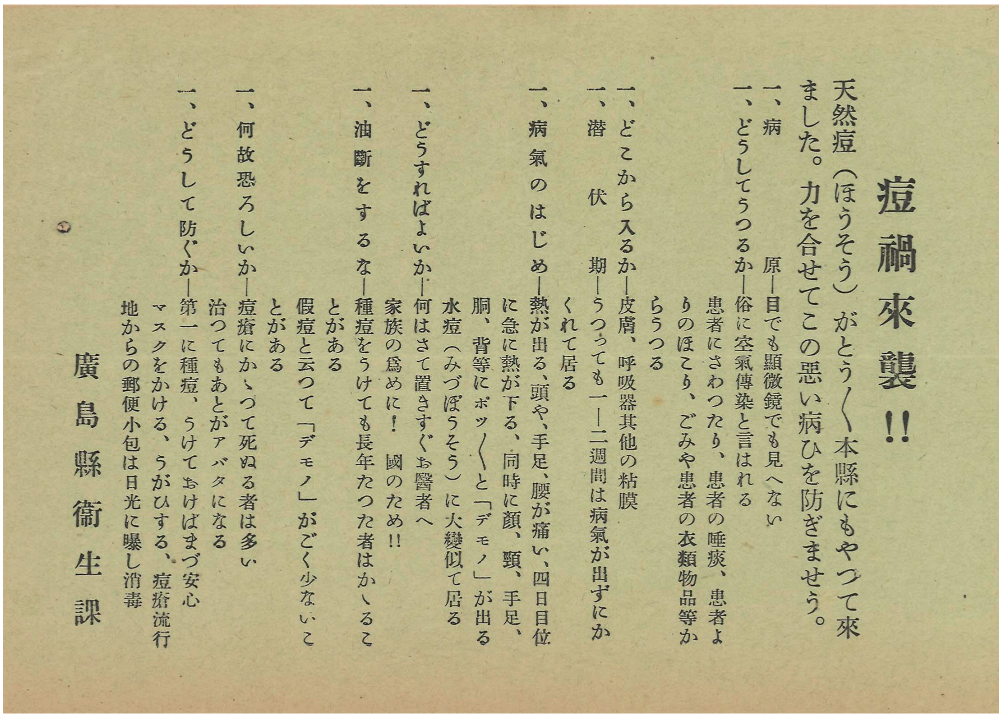

痘禍來襲!!

天然痘（ほうそう）がとう〳〵本縣にもやつて來ました。力を合せてこの悪い病ひを防ぎませう。

一、病　原—目でも顯微鏡でも見へない

一、どうしてうつるか—俗に空氣傳染と言はれる患者にさわつたり、患者の唾痰、患者よりのほこり、ごみや患者の衣類物品等からうつる

一、どこから入るか—皮膚、呼吸器其他の粘膜

一、潜　伏　期—うつつても一—二週間は病氣が出ずにかくれて居る

一、病氣のはじめ—熱が出る、頭や、手足、腰が痛い、四日目位に急に熱が下る、同時に顔、頸、手足、胴、背等にポツ〳〵と「デモノ」が出る水痘（みづぼうそう）に大變似て居る

一、どうすればよいか—何はさて置きすぐお醫者へ家族の爲めに！　國のため!!

一、油斷をするな—種痘をうけても長年たつた者はかゝることがある
假痘と云つて「デモノ」がごく少ないことがある

一、何故恐ろしいか—痘瘡にかゝつて死ぬる者は多い治つてもあとがアバタになる

一、どうして防ぐか—第一に種痘、うけておけばまづ安心
マスクをかける、うがひする、痘瘡流行地からの郵便小包は日光に曝し消毒

廣島縣衞生課

口絵２　痘禍来襲!!（草津南町総代資料 C1993-1154「町事務書類綴」より）
　昭和 14（1939）年に出された、広島県下での天然痘（痘そう）の発生に対する注意喚起のチラシ。天然痘の予防方法は、「第一に種痘」とされ、その他に「マスクをかける、うがひする、痘瘡流行地からの郵便小包は日光に曝し消毒」などが励行された。

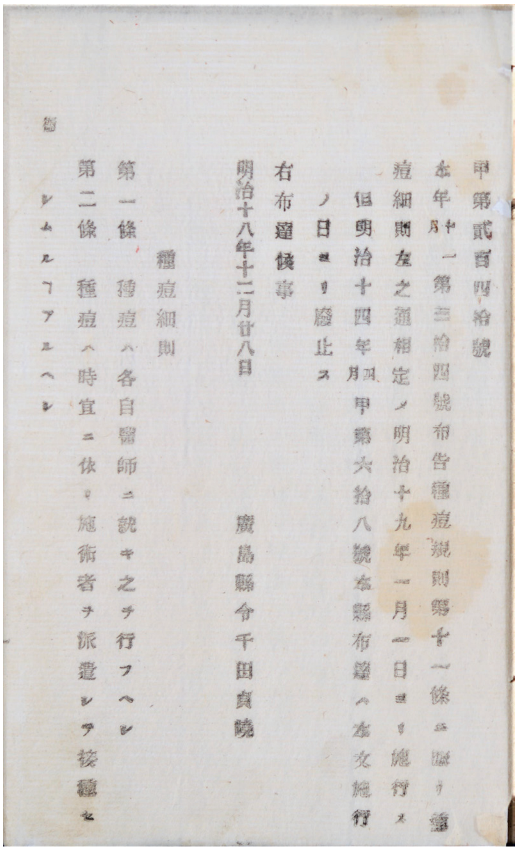

甲第貳百四拾號
本年十一月第五十四號布告種痘規則第十一條ニ據リ種痘細則左之通相定メ明治十九年一月一日ヨリ施行ス
但明治十四年四月甲第六拾八號本縣布達ハ本文施行ノ日ヨリ廢止ス
右布達候事
明治十八年十二月廿八日　廣島縣令千田貞曉
種痘細則
第一條　種痘ハ各自醫師ニ就キ之ヲ行フヘシ
第二條　種痘ハ時宜ニ依リ施術者ヲ派遣シテ接種セシムルコトアルヘシ

口絵３　種痘細則（広島県）
（戸坂村役場文書 3677「種痘規則」より）
明治 18（1885）年 11 月に制定（翌年 1 月施行）された「種痘規則」第 11 条に基づき、同年 12 月、広島県が定めたもの。規則改正の都度、朱書きで修正を加えて使用していたことがうかがえる。

第十条では、「十九年三月甲第五十九号」による改正として、「戸長ハ種痘名簿を製シ、左ノ各項ヲ登記スヘシ（以下 4 項あり）」を「戸長ハ所轄内種痘スヘキモノヲ取調、種痘・学齢簿ニ登記シ、之ヲ監督スヘシ」に修正し、名簿の作成だけでなく、戸長の役割として種痘対象者の「取調」と「監督」も明記された。

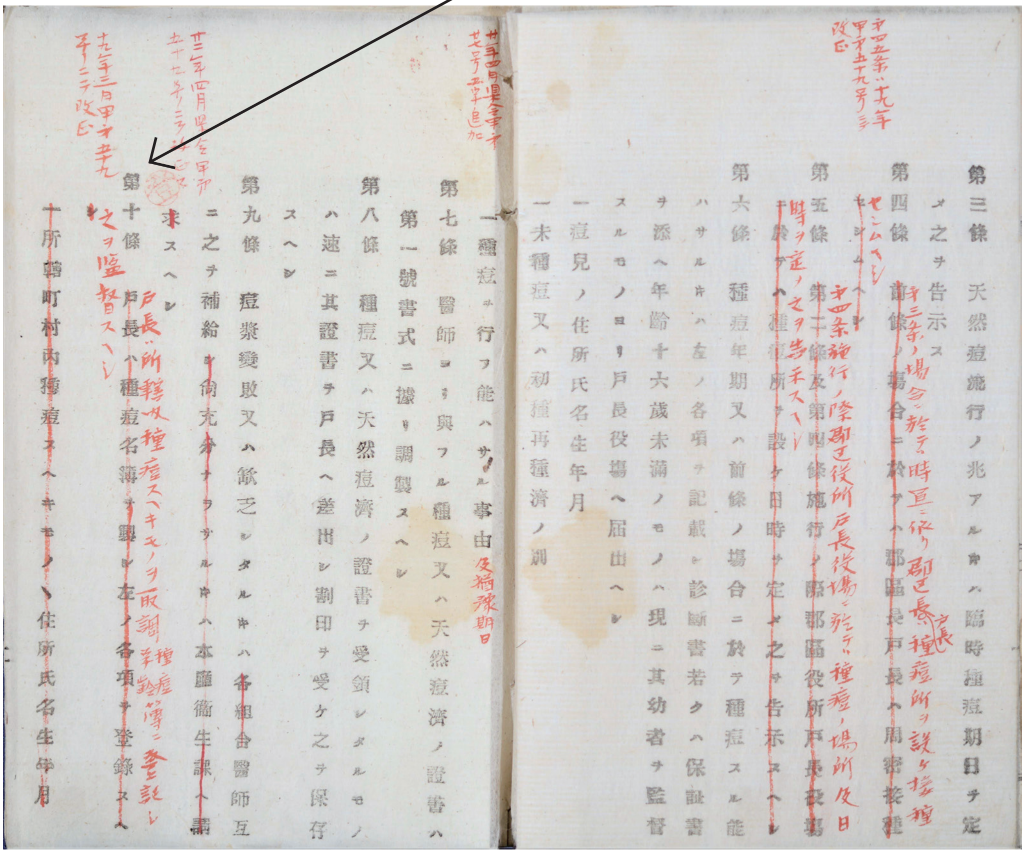

第三條　天然痘流行ノ兆アル時ハ臨時種痘期日ヲ定メ之ヲ告示ス
第四條　前條ノ場合ニ於テハ郡區長戸長ハ周密接種セシムヘシ
第五條　第二條及第四條施行ノ際郡區役所戸長役場ニ於テハ種痘所ヲ設ケ日時ヲ定メ之ヲ告示スヘシ
第六條　種痘年期又ハ前條ノ場合ニ於テ種痘スル能ハサルトキハ左ノ各項ヲ記載シ診斷書若クハ保證書ヲ添ヘ年齢十六歳未滿ノモノハ現ニ其幼者ヲ監督スルモノヨリ戸長役場ヘ屆出ヘシ
一　痘兒ノ住所氏名生年月
一　未種痘又ハ初種再種濟ノ別
一　種痘ヲ行フ能ハサル事由
第七條　醫師ヨリ與フル種痘又ハ天然痘濟ノ證書ハ第一號書式ニ據リ調製スヘシ
第八條　種痘又ハ天然痘濟ノ證書ヲ受領シタルモノハ速ニ其證書ヲ戸長ヘ差出シ割印ヲ受ケ之ヲ保存スヘシ
第九條　痘漿變敗又ハ缺乏シタルトキハ各組合醫師互ニ之ヲ補給シ尚充分ナラサルトキハ本縣衛生課ヘ請求スヘシ
第十條　戸長ハ種痘名簿ヲ製シ左ノ各項ヲ登錄スヘシ
一　所轄町村内種痘スヘキモノヽ住所氏名生年月